

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第42回本部員会議

日時：令和5年4月28日(金) 9:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

<議題>

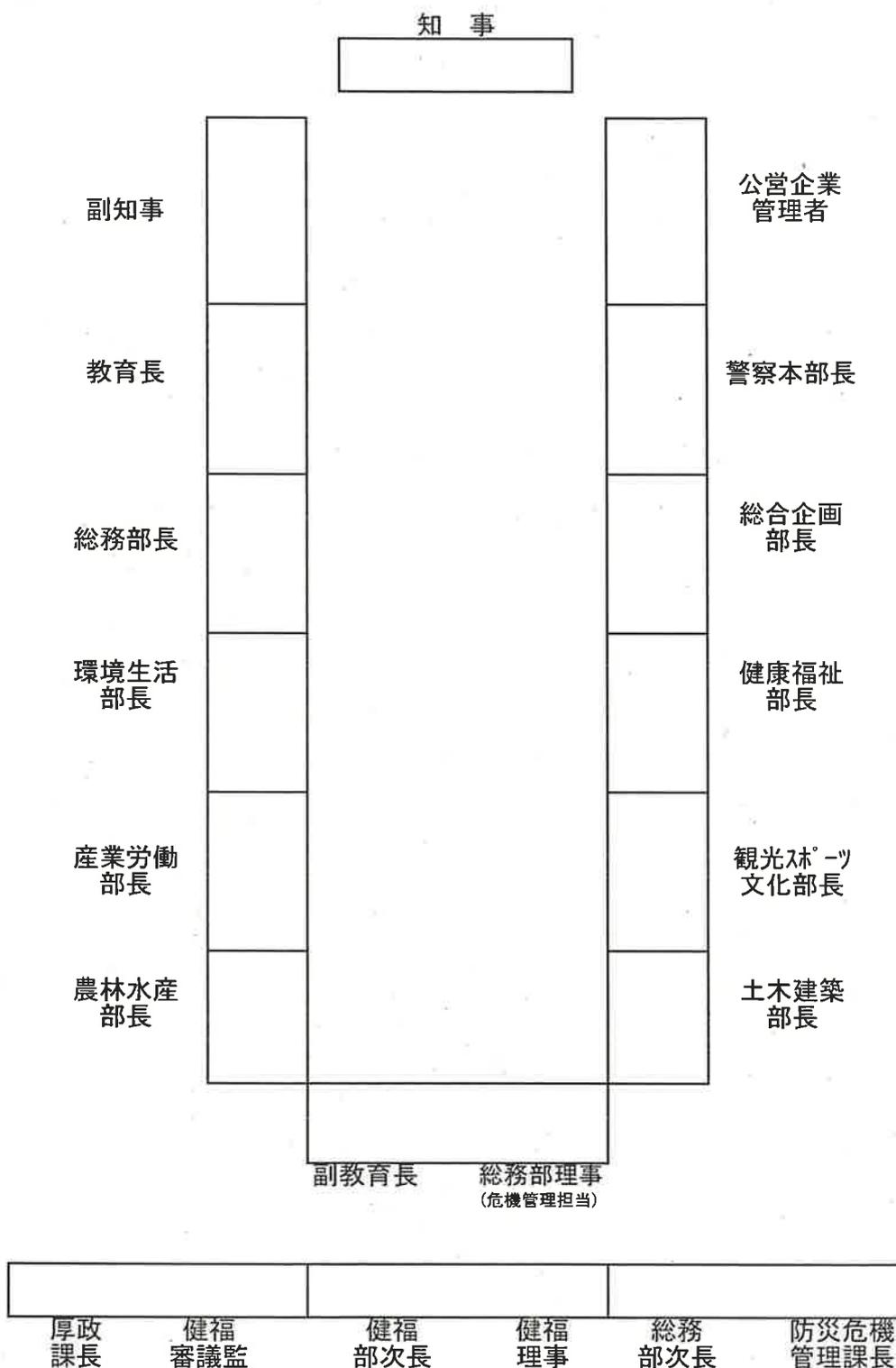
- (1) 現在の感染状況等について
- (2) 新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う対応の見直しについて
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う医療提供体制等について
- (5) その他

<配布資料>

- 資料1 現在の感染状況等について
- 資料2 新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う対応の見直しについて
- 資料3 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）
- 資料4 新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う医療提供体制等について
- 資料5 医療提供体制の拡充等について
- 資料6 5月8日以降の学校における感染対策について
- 資料7 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第42回本部員会議 配席図

日時：令和5年4月28日(金)9:30～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第42回本部員会議

日時：令和5年4月28日(金)9:30～

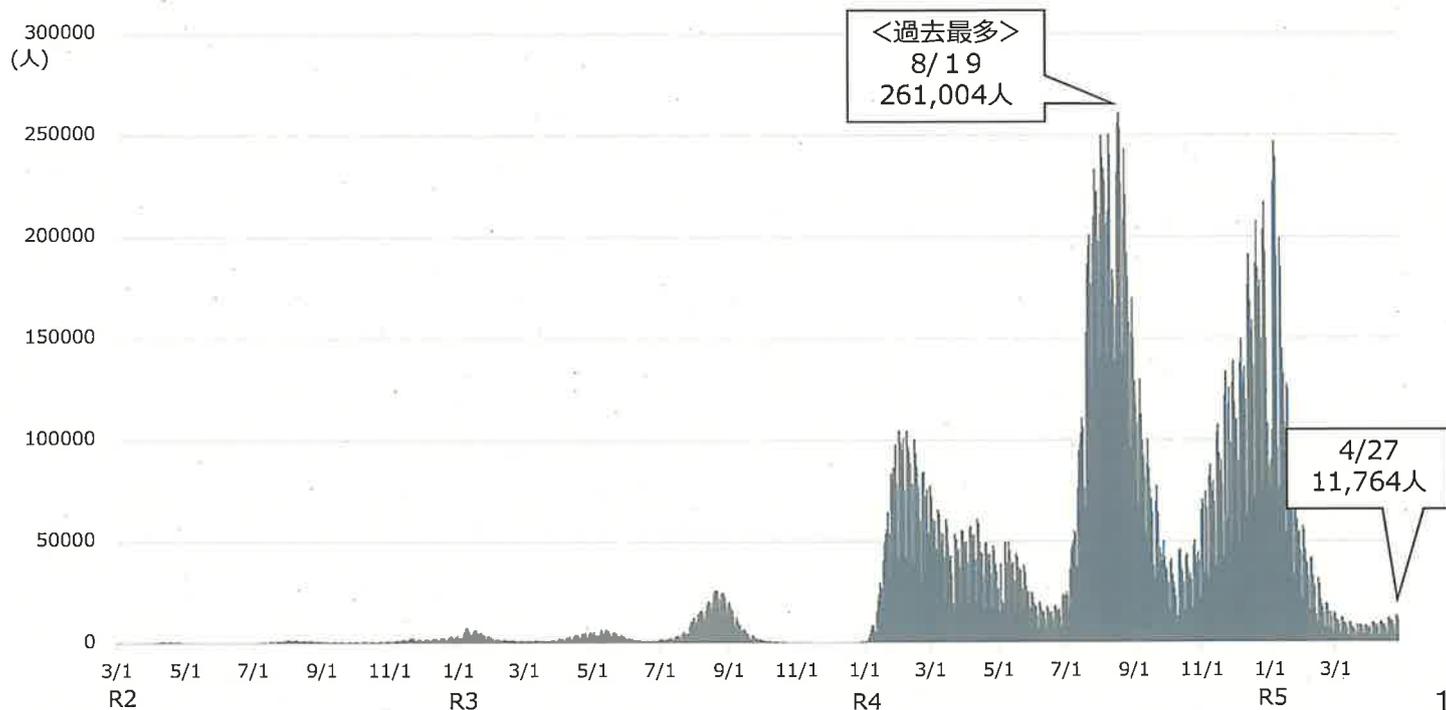
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
産業労働部	産業労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の感染状況等について

全国の新規感染者の推移



本県の感染状況 (4/27時点)

○感染者数 (累計)

316,258人 (死亡756人)

○現在の入院者数

重症	中等症		軽症・無症状	計
	Ⅱ	Ⅰ		
0人	0人	4人	10人	14人

○地域 (保健所) 別累計感染者数 (R4.9.27~)

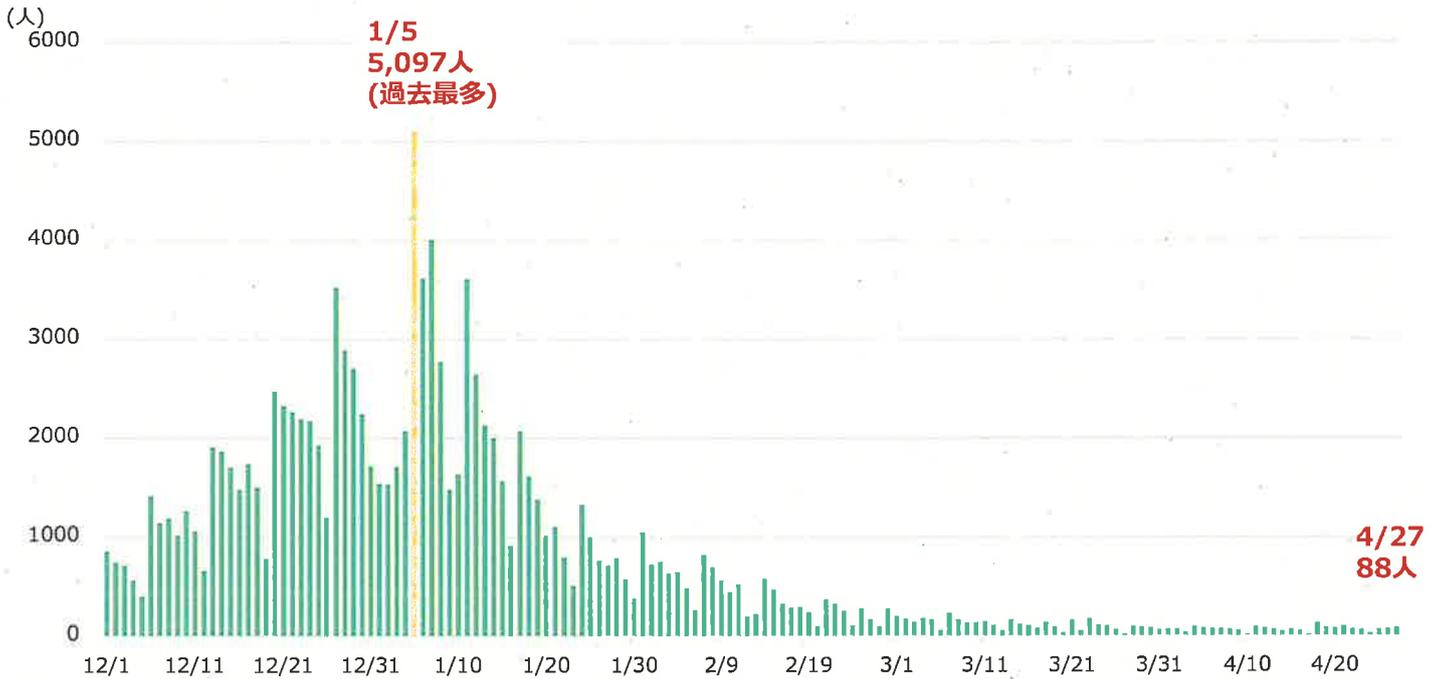
岩国	13,124	柳井	6,169	周南	21,151
山口	17,186	防府	11,398	宇部	22,284
長門	3,215	萩	3,793	下関	23,503
自宅療養者フォローアップセンター			32,556		

○PCR等検査 (R2.2.15~R5.4.23)

累計 1,247,910件 (4/17~4/23実績 6,472件)

県内の新規感染者の推移

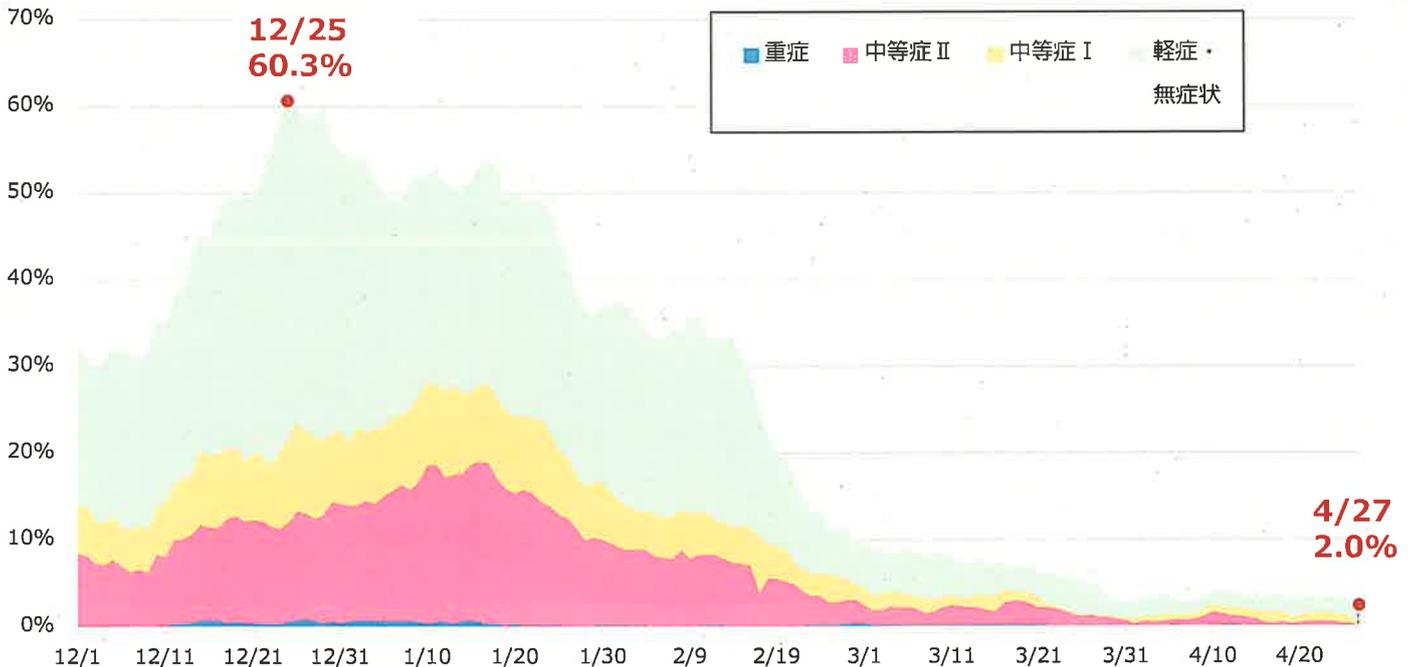
- 本県の新規感染者数は、全国と同様に、緩やかな増加傾向
- GWによる人流の活発化に伴う感染拡大に注意が必要



医療提供体制の状況

- 確保病床688床の使用率は、低い水準にあり、医療への負荷は小さい

■ 確保病床使用率の推移



新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う対応の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に位置づけられることから、5月8日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施している対応を次のとおり見直す。

なお、5月8日以降、感染対策は県が一律に求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に取り組むものとする。

1 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部

⇒ 廃止

2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針（山口県新型コロナウイルス感染症対策本部）

⇒ 廃止

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施している県民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置

⇒ 終了・廃止

（各種措置の見直し内容）

各種措置	見直し内容
感染不安を感じる無症状の県民等に対する、薬局等での無料検査	終了
イベントの開催制限 （安全計画策定等）	廃止
飲食店に対する第三者認証制度 （やまぐち安心飲食店認証制度）	廃止 ※事業者による自主的な感染対策に移行
業種ごとの感染拡大予防ガイドライン	廃止 ※業界団体や事業者等が自主的な感染対策に取り組

4 医療提供体制等

⇒ 資料4のとおり

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和 5 年 4 月 28 日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
（危機管理チーム）

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、本県の新規感染者数は、全国と同様に、緩やかな増加傾向にあり、今後、人の移動が活発になるゴールデンウィークを迎えることから、感染拡大に注意する必要がある。

本県においては、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更された以降は、新型コロナウイルス感染症に係る対処方針を廃止する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

【国の基本的対処方針における主な感染防止策の方針】

- 基本的な感染対策とは、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等。
「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示す。
 - ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨。
 - ・ 医療機関受診時、医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 混雑した電車やバスに乗車する時（新幹線・高速バス等を除く）
 - ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、マスクの着用を推奨。

③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用。

④ 医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

○ 「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用する。

○ 各業界団体においては、業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

○ 学校における取組については、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、令和5年4月1日より適用する。

○ 保育所・認定こども園等における取組については、2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスクの着用は求めないこととし、令和5年3月13日より適用する。

【国の基本的対処方針等における都道府県の主な取組】

- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

- 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、3月13日以降、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、こまめな手洗い・手指消毒や十分な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
なお、マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面等では、マスクの着用を推奨。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、事業者から求められる感染防止対策に協力するよう要請。また、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するよう要請。
- 発熱や咳など、少しでも感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。

- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を実施。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）※4月1日以降、改定された国のマニュアルに沿って対応

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を継続。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、各地域の実情に応じて、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率上限	100%	100%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、マスク着用の考え方等について、国の直近の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

(5) 感染状況や保健医療の負荷の状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況や保健医療の負荷の状況等を把握するため、各レベルの判断目安となる事象及び指標を設定し、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、レベル(1～4の4段階)を総合的に判断。

<レベル判断の目安>

レベル	指標	事象（感染状況及び保健医療の負荷の状況）
1 感染 小康期	【病床使用率】 概ね 0～30%	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者数が低位で推移又は徐々に増加 ・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい
2 感染拡大 初期	【病床使用率】 概ね 30～50%	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者数が急速に増え始める ・外来患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来患者数が増加 ・病床使用率が上昇傾向
3 医療負荷 増大期	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 50%超	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 ・外来患者が殺到し、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない ・救急搬送困難事案が急増 ・入院医療の負荷が高まる
4 医療機能 不全期	【病床使用率／ 重症病床使用率】 概ね 80%超	<ul style="list-style-type: none"> ・想定を超える膨大な数の感染者が発生 ・通常外来を含め外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・入院医療がひっ迫 ・通常医療を大きく制限

※レベルの判断にあたっては、社会経済活動の状況なども勘案

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起にあたっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。

3 感染拡大に備えた対応

(1) 検査体制の強化等

- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備するとともに、地域の診療所等が行う抗原定性検査を積極的に活用。
- 感染状況等を踏まえ、重症化リスクの高い者が入所・利用する高齢者施設等における抗原定性検査キットを活用した頻回検査を実施。
- 新規陽性者に関するゲノム解析など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 全ての陽性者が症状等に応じ、安心して療養できるよう、入院や宿泊療養及び自宅療養体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の重症化予防等に効果が期待されるワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の活用

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用せず、強い行動制限を要請。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、薬局等での検査体制を活用し、検査を実施。

(8) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

- 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本とする。
- 感染が著しく拡大し、保健医療への負荷が高まった場合には、感染拡大防止措置や業務継続体制の確保等に係る対策を強化する。

- レベル3「医療負荷増大期」においては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」による、県民や事業者への情報発信の強化や、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ、業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ等を検討・実施。
- レベル3「医療負荷増大期」において、急速な感染拡大が生じている場合や、医療ひっ迫防止対策強化宣言に基づく対策を講じても感染拡大が続く場合は、レベル4「医療機能不全期」になることを回避するため、「医療非常事態宣言」による、県民や事業者への人との接触機会の低減に関するより強力な要請・呼びかけ等を検討・実施。

令和5年4月28日

新型コロナウイルス感染症の 5類変更に伴う医療提供体制等について

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 国の基本的な考え方（医療提供体制の見直し）

- 行政が関与する限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行する
- これまで対応してきた医療機関の継続に加え、新たな医療機関の参画を促す取組を重点的に進め、冬の感染拡大に先立ち、対応する医療機関の維持・拡大を強力に促す
- 入院調整についても、行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行する

Ⅱ 国の対応方針①

		現 状	5 類変更後
医療提供体制	外来	診療・検査医療機関	広く一般的な医療機関 (インフル診療医療機関)
	入院	受入医療機関	全病院
入院調整		行政	原則、医療機関間
医療機関への補助		コロナ対応医療機関に財政支援	縮 小 (診療報酬、病床確保料) 継 続 (設備整備、個人防護具の確保)
医療費の公費支援		自己負担分を全額公費支援	自己負担 高額な治療薬は公費支援 (9月末まで) ※入院は最大月2万円減額 (9月末まで)
宿泊療養施設		行政が設置	廃 止 (隔離目的の施設)
サーベイランス		全数把握	定点把握 ゲノムサーベイランス継続

2

Ⅱ 国の対応方針②

		現 状	5 類変更後
ワクチン接種		自己負担なし	R 5 年度は自己負担なし 高齢者等は年2回 (春夏と秋冬)、その他は年1回 (秋冬)
基本的な感染対策	マスク着用	屋内では原則必要	屋内外を問わず個人の判断に委ねる 効果的な場面等での着用を推奨 ※3/13から適用 (学校は4/1から適用)
	その他	3密回避、換気、手指衛生等の徹底	個人の判断に委ねる 個人の判断に資する情報を提供 ・流行期に高齢者等は換気の悪い場所、混雑した場所、近接した会話を避けることが有効 ・換気や手指衛生は、引き続き有効
入院勧告・就業制限・外出自粛要請		できる	できない
療養期間 待機期間		感 染 者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	な し ※感染者は、5日間外出を控えることや、10日間のマスク着用を推奨
対策本部		特措法に基づき設置	廃 止
緊急事態宣言・まん防重点措置等		特措法に基づき発令	な し

3

Ⅲ 本県の対応方針①

現行【2類相当】

1 医療提供体制		
外来	診療・検査医療機関 ・621箇所	
入院	受入医療機関 ・45病院	
入院調整	県（保健所）が調整	
医療機関への補助	コロナ対応医療機関に 財政支援	
宿泊療養施設	県が運営	
自宅療養体制	健康観察 高リスク：保健所に対応 低リスク：フォローアップ センターに対応	
	登録	県が運営
	健康相談 生活相談 (パルス、食料等 送付)	

5/8以降【5類】

広く一般的な医療機関 ・約1000箇所 (インフル診療医療機関：内科、小児科、耳鼻科)
全ての病院 ・139病院
原則、医療機関間で調整 ※主に中等症Ⅱ以上の患者で、医療機関による入院調整ができなかった場合は、当面、県(保健所)が広域調整を行い受入れ先を確保
病床確保料は、現行の半額 設備整備や個人防護具の確保などの支援を継続
終了
終了(自己管理)
終了
発熱時等の受診相談機能や陽性者の体調変化時の相談機能は継続(受診・相談センター#7700)
終了

4

Ⅲ 本県の対応方針②

現行【2類相当】

2 検査体制	
無料検査	・軽症者向け検査キット配布 ・感染に不安のある無症状者向け検査 (自宅送付型、薬局等) ・濃厚接触者向け検査
3 患者等への対応	
入院勧告・就業制限・ 外出自粛要請	あり
療養期間 待機期間	感染者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間
医療費の自己負担	自己負担なし
搬送体制	県（保健所）が実施
4 高齢者施設等における対応	
クラスター対応等	県（保健所）が実施

5/8以降【5類】

終了 (検査キットを購入して、セルフチェック)		
なし		
なし ※感染者は、5日間外出を控えることや、10日間のマスク着用を推奨		
検査	自己負担 ※他の疾病との公平性	公費支援終了
外来 入院		9月末まで ・高額な治療薬は公費支援 ・入院は最大月2万円減額
終了(自家用車等に対応)		
各施設自ら、入院調整等を行う協力医療機関を事前に確保 ※従事者等への集中的検査は継続		

5

Ⅲ 本県の対応方針 ③

現行【2類相当】		5/8以降【5類】
5 サーベイランス		
感染者の把握、公表	全数把握、毎日	定点把握(ゲノムサーベイランス継続)、1週間ごと
6 ワクチン接種		
接種費用	無料(全額公費)	R5年度は無料(全額公費)
接種対象者、回数	R4秋開始接種は、5/7で終了	高齢者等は年2回(春夏と秋冬)、それ以外は年1回(秋冬) ・春夏(5/8~8月):高齢者、基礎疾患、医療・介護従事者 ・秋冬(9月~12月):5歳以上で2回以上接種済の全員 ※生後6カ月から4歳を含む初回接種は継続
接種体制	個別医療機関、集団接種会場	個別医療機関を中心
相談窓口	県がワクチン接種専門相談センターを設置	相談センターを継続設置 FAQサイト開設(R4実証実験から本格運用へ)
7 基本的な感染対策		
マスク着用	屋内では原則必要	屋内外を問わず個人の判断に委ねる 効果的な場面等での着用を推奨 ※3/13から適用(学校は4/1から適用)
その他	3密回避、換気、手指衛生等の徹底	個人の判断に委ねる 個人が判断できるよう国の示す情報を発信 ・流行期に高齢者等は換気の悪い場所、混雑した場所、近接した会話を避けることが有効 ・換気や手指衛生は、引き続き有効
8 その他		
県対策本部	特措法に基づき設置	廃止 ※県庁内対策連絡会議により対応

6

Ⅳ 5/8以降の基本的な感染対策の考え方等

- **日常における基本的な感染対策は、個人の判断に委ねられます**
 - ☞ 各個人の判断に役立てていただけるよう、
「手指衛生」や「換気」は有効であること
「3密の回避」が有効な場面
「マスクの着用」が効果的な場面
を県HPに掲載していますので、ご確認ください
- **感染した際の外出は、個人の判断に委ねられます**
 - ☞ **5日間は外出を控えることや10日間のマスク着用を推奨します**

7

医療提供体制の拡充等について

5類変更により、今後は、自主的な感染症対策がベースとなることから、県民に不安や混乱がないよう円滑な移行が重要

季節性インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で、安心して受診できる入院・外来体制を整備

外 来

(現 行)

- 621の診療・検査医療機関等により、季節性インフルエンザとの同時流行で想定される発熱患者（最大約8千人/日）に対応可能な体制を整備



(5/8以降)

- 身近なかかりつけ医等、広く一般的な医療機関による体制へ拡充

入 院

(現 行)

- コロナ受入病床（45病院・688床）を確保



(5/8以降)

- 県内139の全ての病院（一般病床での受入れ）による体制へと移行
 - ・第8波の最大入院患者数（1,160人/日）に対応可能な体制を整備
 - ・医療機関間による入院調整が困難な場合に、県（保健所）が入院調整を行う病床（35病院・268床）を確保し、バックアップ

自宅療養

(現 行)

- 自宅療養者フォローアップセンター（登録・健康相談・生活支援）を設置



(5/8以降)

- 発熱時等の受診相談や体調変化時の相談に応じる受診・相談センター（#7700）を継続設置

☞ 上記について、県ホームページに掲載

☆「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止後は、「新型コロナウイルスに関する山口県庁内対策連絡会議」により、情報共有や必要な対策を検討

5月8日以降の学校における感染対策について

山口県教育委員会

1 マスク着用の基本的な考え方

児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、感染防止対策として、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨。

2 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）

⇒ 終了

3 文部科学省で検討されている事項（4/21時点の事前の情報提供による）

(1) マスク着用以外の感染症対策

(2) 学校保健安全法に基づく出席停止期間等

学校保健安全法施行規則を一部改正することを検討

(4/22までパブリックコメントを実施)

【感染症の種類】

(追加) 学校において予防すべき感染症の種類の種類第二種に

「新型コロナウイルス感染症」

【出席停止期間の基準】

(追加) 「新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※ 県教委としては、今後示される国の通知を踏まえて学校の対応を検討する。

県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、本県の新規感染者数は、全国と同様に、緩やかな増加傾向にあり、これから、旅行や帰省、イベントなど、人の移動が活発になるゴールデンウィークを迎えることから、感染拡大に注意する必要があります。

県民・事業者の皆様には、基本的な感染予防対策を行うなど、引き続き、以下の感染防止に係る取組に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることから、県として感染対策を一律に求めることはなくなります。5月8日以降は、国や県が提供する感染対策の情報も参考に、個人や事業者の皆様が自主的に判断してください。

県民へのお願い

<感染予防対策の実施>

- ◎ ワクチン接種の有無に関わらず、3密を避け、「十分な換気」、「こまめな手洗い・手指消毒」など、基本的な感染予防対策をお願いします。
マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、マスクの着用が効果的な場面などではマスクの着用を推奨していますので、国や県のホームページ等を参考にしてください。
- ◎ 高齢者や基礎疾患のある方と同居家族以外の方が会う場合は、感染予防対策を徹底するとともに、感染不安がある場合には面会を控えるなど、十分に注意してください。
- ◎ 発熱や咳など、少しでも感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター「#7700」等に相談してください。
- ◎ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、事業者から求められる感染防止対策に協力をお願いします。
また、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用してください。

<無料検査の活用等>

- ◎ 無症状でも感染不安を感じる方は、県の自宅送付型検査や県が指定する身近な薬局等を活用し、抗原定性検査又はPCR検査を受検してください。

<ワクチン接種の検討>

- ◎ ワクチン接種は重症化等を予防しますので、ワクチンの効果と副反応等のリスクを理解し、接種をご検討ください。ご自身のみならず家族や友人など、大切な人を守るため、接種のご検討をお願いします。

<差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、ワクチン未接種の方、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ マスクの着用に関しては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることなく、個人の主体的な判断を尊重するようお願いします。

事業者へのお願い

<業種別ガイドラインの遵守>

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、マスク着用の考え方等について、国の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底してください。

<接触機会低減への取組>

- ◎ 在宅勤務（テレワーク）やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。

<イベント等実施時の対策>

- ◎ イベントの実施にあたっては、県の示す規模要件に基づき開催し、参加人数が5千人超かつ収容定員が50%超となる場合は、安全計画を策定して県の確認を受けてください。
- ◎ 安全計画を策定しないイベントは、イベント開催時に必要となる感染防止対策への対応状況をホームページ等で公開するようお願いします。

令和5年4月28日

山口県知事 村岡 嗣 政